

被災労働者氏名：_____

負傷・疾病	☐ 療養（補償）給付		
		指定医療機関等	指定医療機関等以外
	業務災害	様式第 5 号	様式第 7 号
	通勤災害	様式第 1 6 号の 3	様式第 1 6 号の 5
	提出先	指定医療機関等	労働基準監督署
- 指定医療機関等：労災病院や労災保険指定医療機関・薬局等 - 時効：療養の費用を支出した日ごとに請求権が発生し、その翌日から 2 年（療養の給付については、時効は問題となりません）			
休業 4 日以上	☐ 休業（補償）給付		
	業務災害	様式第 8 号	
	通勤災害	様式第 1 6 号の 6	
	提出先	労働基準監督署	
1 か月ごとに労働基準監督署に請求 - 休業初日～3日までは会社が補償（通勤災害の場合は、年次有給休暇の利用可能、上記の会社の補償は不要） - 休業 4 日目からは、労災補償を請求する - 時効：賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から 2 年			
1 年 6 か月経過しても治らないとき	☐ 傷病（補償）年金		
	- 請求不要 - 労働基準監督署が決定（時効なし）		
障害が残ったとき （症状固定）	☐ 障害（補償）給付		
		年金・一時金とも	
	業務災害	様式第 1 0 号	
	通勤災害	様式第 1 6 号の 7	
	提出先	労働基準監督署	
時効：傷病が治癒した日の翌日から 5 年			
死亡したとき	☐ 遺族（補償）給付		
		年金	一時金
	業務災害	様式第 1 2 号	様式第 1 5 号
	通勤災害	様式第 1 6 号	様式第 1 6 号の 9
	提出先	労働基準監督署	
	時効：被災労働者が亡くなった日の翌日から 5 年		
	☐ 葬祭料（葬祭給付）		
	業務災害	様式第 1 6 号	
	通勤災害	様式第 1 6 号の 1 0	
	提出先	労働基準監督署	
時効：被災労働者が亡くなった日の翌日から 2 年			